

# 公益社団法人静岡県薬剤師会情報公開規程

平成 24 年 4 月 12 日 制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）及び公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という）定款に定めるところによる情報の公開に関し、必要な事を定める。

## (法人の責務)

第 2 条 県薬は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第 3 条 第 5 条に規定する資料を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

## (管理)

第 4 条 県薬の情報公開に関する事務は、県薬の事務局が統括管理する。

## (情報公開の対象資料等)

第 5 条 県薬の情報公開の対象となる資料（以下「公開対象資料」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
  - (2) 理事及び監事名簿
  - (3) 代議員名簿
  - (4) 事業計画書
  - (5) 収支予算書
  - (6) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
  - (7) 貸借対照表
  - (8) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (9) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (10) 事業報告
  - (11) 事業報告の附属明細書
  - (12) 監査報告
  - (13) 財産目録
  - (14) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (15) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類
  - (16) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことはできない。
- 3 第 1 項第 2 号（理事及び監事名簿）及び第 3 号（代議員名簿）について、県薬の役員及び代議員以外の者から閲覧の請求があったときは、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いて、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象資料は、県薬が定める場所に常時備え置くものとする。

5 公開対象資料の備え置く期間等は、次のとおりとする。

- (1) 第1号第4号（事業計画書）、第5号（収支予算書）及び第6号（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）については、当該事業年度の末日までの間、当該書類を県薬の主たる事務所に備え置かなければならない。
- (2) 第1項第2号（理事及び監事名簿）及び第7号（貸借対照表）から第15号（運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類）までの書類は、5年間、県薬の主たる事務所に備え置かなければならない。

（閲覧の場所及び時期）

第6条 公開対象資料の閲覧の場所は、県薬の事務局とする。

2 閲覧の日は、県薬の休日以外の日とし、閲覧の時間は県薬の業務時間内とする。

（閲覧の申請手続）

第7条 県薬の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧（謄写）申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長又は事務局長が指名する者が説明しなければならない。

4 前項の説明に当たっては、県薬の業務運営上重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 公開対象資料の閲覧は無料とする。ただし、謄写の場合は実費を請求することができる。

（電磁的記録）

第9条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

（委任）

第10条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

（制定及び改廃）

第11条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(様式第1号)

## 閲覧(謄写)申請書

年 月 日

公益社団法人静岡県薬剤師会

会長 (氏名) 様

申請者の氏名及び住所

(法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)  
住所 (〒 - )

氏名

⑩

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧(謄写)の目的

閲覧対象書類(該当するものを○で囲んで下さい)

1. 定款
2. 理事及び監事名簿
3. 代議員名簿
4. 事業計画書
5. 収支予算書
6. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
7. 貸借対照表
8. 損益計算書(正味財産増減計算書)
9. 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
10. 事業報告
11. 事業報告の附属明細書
12. 監査報告
13. 財産目録
14. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
15. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類
16. その他法令で定める帳簿及び書類

( )

